日本栄養士会·日本在宅栄養管理学会認定 2025 年度 在宅栄養専門管理栄養士 更新実施要項(案)

1. 認定更新に必要な申請資格

- (1) 在宅訪問管理栄養士の資格を有し、(公社) 日本栄養士会会員及び(一社) 日本在宅栄養管理 学会正会員であること
- (2) 初回更新時は、筆頭者として論文発表(査読あり)もしくは学術大会において筆頭者として の発表を2本以上行うこと
- (3) 複雑困難な症例※1に対する訪問栄養食事指導のレポートを2例以上行うこと
- (4) 表1の各分類 (I実践活動、Ⅱ自己研鑽、Ⅲ学術活動)より合計 30 単位以上の取得があること (在宅栄養管理学会関連^{※2}の活動において 15 単位を必須とする)
- (5) 認定取得後(更新後)から次回更新までに更新研修を1回以上受講すること

注意事項 1: 更新に際し、在宅訪問管理栄養士認定資格と在宅栄養専門管理栄養士認定資格に 共通のものについて、報告書は各々作成し提出すること

※1:別紙 表 2 参照

2. 更新申請期間

2025年11月15日(土)~2025年12月5日(金)

・上記の更新申請期間内に、日本栄養士会ホームページのマイページより、オンライン申請を行ってください。

3. オンライン更新申請登録

<更新申請登録事項>

個人情報の他、以下の事項を登録していただきます。

資格取得後の研究業績及び研修業績等

項目:著書・論文等の名称/発行または発表年月/発行所または発表雑誌(巻・号数)等の名 称/編者・著者名等

<アップロードする更新申請書類等>

以下の書類等を PDF 形式でアップロードしていただきます。指定の様式以外は、スキャンもしくはコピー等の上、ご提出ください。

- (1) 在宅訪問管理栄養士認定証
- (2) 在宅栄養管理に関する筆頭発表(抄録のコピー)、もしくは筆頭論文(掲載論文のコピー)の記録 (2本以上) ※初回更新時のみ
- (3) 研究業績及び研修業績等を証明する書類
- (4) 複雑困難な症例に対する訪問栄養食事指導のレポート(2 例以上)(指定の症例報告様式) ※指定の症例報告様式は、申請者へ送付します。以下に記載のお問い合わせ先まで、メールに てご連絡ください。いただいたメールアドレス宛てに、7 月上旬頃、送付します。なお、症例報告 様式は事前許諾なしに、複製、改変、転載等の行為は一切禁止します。

(5) 在宅栄養専門管理栄養士更新セミナー修了証明

<更新料の支払>

22,000円(税込)

- ・オンライン申請サイトを参照ください。なお、更新料の支払いに係る手数料については、 申請者においてご負担願います。
- ・支払方法は、クレジットカード決済のみとなります。

4. 申請書類提出上の留意事項

- □ 筆頭論文のコピーもしくは学術大会における筆頭発表抄録のコピー
 - ・学術雑誌において、筆頭者として論文の執筆(事例報告含む)した論文のコピー、もしく は学術大会における筆頭発表抄録のコピー(発表年度、発表学術大会名が分かる資料も添 える)を2本以上提出する。(初回更新時のみ)
- □ 研究業績及び研修業績等を証明する書類
 - ・研究業績のうち、論文発表や症例報告はコピーを、学会・研究会発表は抄録のコピーを、 依頼原稿・教科書・専門誌への執筆はコピーを提出。なお、発表(執筆)者、発表(執 筆)年度、学会(雑誌)名等、記載されている部分のコピーも合わせて提出する。
 - ※コラムや感想等の内容は、依頼原稿へ含めない。
 - ・研修業績のうち、講演会・研修会の講師はプログラムや委嘱状のコピーを提出する。
- □ 複雑困難な症例に対する訪問栄養食事指導のレポート(2例以上)(指定の症例報告様式)
 - ・複雑困難な症例に対して実践した訪問栄養食事指導のレポートを指定する様式にて 2 事例 以上提出する。困難事例の定義は、別紙表 2 を参照のこと。
- □ 在宅栄養専門管理栄養士更新セミナー修了証明
 - ・日本栄養士会ホームページのマイページの研修会受講履歴より更新セミナーの「出席」が わかる箇所を提出する。

5. 更新通知

書類審査後、2026年3月末に認定証を交付します。

6. 認定期間の延長

認定期間中に次の各号のいずれかの事由に該当し、認定委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、認定期間を最大3年間延長することができる。

- (1) 産前産後休業·育児休業
- (2)長期療養
- (3) 介護
- (4) 留学・海外勤務
- (5) 天災その他やむを得ない事情
- ※認定期間の延長を希望する者は、認定期間延長申請書(<u>様式1</u>) を 11 月 28 日(金)までに日本栄養士会事務局へご提出ください。

7. 認定者名簿の公表

在宅栄養専門管理栄養士の認定者名簿は日本栄養士会ホームページへ掲載します。

8. その他

(1) 審査に関する情報開示

認定更新にかかる審査委員等については、一切公表しません。

(2) 個人情報保護方針

「公益社団法人日本栄養士会 個人情報の保護に関する基本方針」に準じます。

(3) 各種通知書類送付先

当該更新審査に係り郵送物がある場合には、日本栄養士会マイページに登録の「自宅住所」へ送付します。

(4) その他

既納の更新料はいかなる理由があっても返還いたしません。

9. お問い合わせ先

公益社団法人日本栄養士会 在宅栄養専門管理栄養士担当

〒105-0004 港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

TEL: 03-5425-6555 E-mail: jda-research@dietitian.or.jp